

令和3年度

第1回 芦屋市打出・芦屋財産区共有財産管理委員会

## 会議次第

### 1 挨拶

- (1) 係員の異動について

### 2 協議事項

- (1) 地役権設定範囲の変更について

### 3 報告事項

- (1) 令和3年度 打出・芦屋財産区会計予算について

### 4 その他

- (1) 行政視察について

- (2) 次回予定

(1) 地役権設定範囲の変更について

平成13年3月30日付で、関西電力株式会社（現在は、関西電力送配電株式会社）と設定した高圧線下における地役権設定範囲について、高圧鉄塔更新（広田西線（奥山浄水場南））等に伴い範囲の変更が生じたことから変更契約を行うものです。

当該地役権の設定範囲内において、関西電力送配電株式会社は、電線路（電線の支持物を除く。）を設置（張替、増強等を含む。）し、その保守運営のために、この土地に立ち入り、またはこの土地を通行もしくは使用できるものとされており、財産区は、電線の高さから3.75mを控除した高さを超えた建造物および工作物を築造すること等電線路の支障になる行為ができないものとされております。

今回は、高圧鉄塔の建て替え、撤去等により、高圧線の位置が変わったため、その範囲を変更する登記が必要となり、契約変更を行うものです。なお、当該範囲設定時（平成13年）に対価として、44,074,538円を受領しておりますが、設定面積の増減が伴わない範囲の変更のため、無償となります。